

計画作成年度	平成30年度
計画主体	芽室町・清水町・新得町

## 西部十勝鳥獣被害防止計画

### 〈連絡先〉

#### 芽室町

担当部署名 芽室町農林課農産係  
所在地 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14  
電話番号 0155-62-9725  
FAX番号 0155-62-4599  
メールアドレス n-nousan@memuro.net

#### 清水町

担当部署名 清水町農林課林務係  
所在地 北海道上川郡清水町南4条2丁目2  
電話番号 0156-62-2112  
FAX番号 0156-62-1615  
メールアドレス rinsei@town.shimizu.hokkaido.jp

#### 新得町

担当部署名 新得町産業課林務係  
所在地 北海道上川郡新得町3条南4丁目26  
電話番号 0156-64-0525  
FAX番号 0156-64-3450  
メールアドレス rinmu@town.shintoku.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ その他鳥獣（ユキウサギ、ドバト、キジバト、アオサギ、ハシブトガラス・ハシホソガラス（以下、カラスと表記。）、キツネ、アライグマ、野ねずみ）
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	芽室町・清水町・新得町の全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の状況(平成29年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
ヒグマ	デントコーン、てん菜、スイートコーン、小豆	10,269千円	27.63ha
エゾシカ	牧草、そば、小麦、てん菜、デントコーン、豆類、馬齢しょ、スイートコーン他	90,417千円	378.69ha
キツネ	スイートコーン、子牛、サイレージ他	12,877千円	3.77ha
鳥類	農作物類、乳牛、サイレージ他	5,314千円	2.54ha
アライグマ	スイートコーン	390千円	0.15ha
ユキウサギ	大豆、てん菜	216千円	0.31ha
野ねずみ		—	—

## (2) 被害の傾向

### 〔ヒグマ〕

5～10月にかけて目撃報告が多数寄せられ、食害や踏圧被害も多く発生した。

各町とも目撃情報が増えており、特に芽室町での農作物被害が多い。

### 〔エゾシカ〕

融雪期頃から被害が見られ、特に、移植したてん菜苗、小麦、牧草の新芽の食害は甚大。牧草では、通年食害が見られ、収穫量に多大な影響を与えている。

芽室町の農作物被害額が多く、シカ柵整備事業を実施した新得町では、被害額が激減している。

### 〔キツネ〕

通年を通して被害あり。スイートコーン等の食害、乳牛への咬みつき、飼料の食害など。

芽室町、清水町で被害が多い。

### 〔カラス〕

野菜全般において広範囲に被害が見られ、播種期には出芽後10日位までの苗が抜かれてしまう被害が大きい。

また、家畜への被害も発生しており、被害額が年々増加傾向にある。家畜伝染病への影響も懸念されている。

### 〔ドバト〕

畜舎への飛来による飼料食害、糞による被害発生による駆除依頼が年々増加傾向にある。

### 〔アライグマ〕

被害額は少額だが、農作物の食害が発生している。生息範囲を広げていると思われ、また、外来種であることから、生態系へ影響も危惧される。

### 〔ユキウサギ〕

被害額は少額だが、農作物の食害が発生している。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成33年度)	備考
ヒグマ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 10,269千円 被害面積 27.63ha	被害金額 7,341千円 被害面積 23.18ha	
エゾシカ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 90,417千円 被害面積 378.69ha	被害金額 67,376千円 被害面積 328.59ha	

キツネ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 12,877千円 被害面積 3.77ha	被害金額 10,041千円 被害面積 2.77ha	
鳥類(カラス、ドバト等)	畑作物の踏圧等被害 被害金額 5,314千円 被害面積 2.54ha	被害金額 4,313千円 被害面積 1.90ha	
アライグマ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 390千円 被害面積 0.15ha	被害金額 351千円 被害面積 0.14ha	
ユキウサギ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 216千円 被害面積 0.31ha	被害金額 158千円 被害面積 0.25ha	
野ねずみ	畑作物の食害 被害金額 - 被害面積 -	被害金額 - 被害面積 -	

※軽減目標率は構成町により異なるため標記しないこととする

#### (4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>〈芽室町〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣駆除員（町臨時職員）による巡回、駆除</li> <li>・ヒグマの目撃、被害発生した場合、周知・パトロールを実施</li> <li>・ヒグマ用箱わな、キツネ用箱わな、シカ用くくりわな、アライグマ用箱わな、カラス用箱わなの設置</li> </ul> <p>〈清水町〉</p> <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙において、生ゴミ・農作物残さの管理徹底を普及・啓発。</li> <li>・特定の個体が頻繁に出没する場合は、猟友会十勝清水部会の協力を得て、箱わなを設置し捕獲を実施。</li> <li>・人畜に被害を及ぼすおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会の後継者育成</li> <li>・農業者の駆除活動への理解・促進</li> <li>・農業者の自衛意識の醸成</li> <li>・鳥類の効果的駆除手法検討</li> <li>・捕獲時の残滓処理等の体制整備</li> </ul>

	<p>場合は、銃器による捕獲を実施。</p> <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害対策として道の捕獲許可を受け手猟友会十勝清水部会の協力により、有害鳥獣駆除をその都度銃器などで実施。</li> <li>・銃器による駆除が困難な地域などでは、足くりわなの設置により駆除を実施。</li> <li>・冬期間の狩猟時期は、猟友会十勝清水部会と協議し、一斉駆除捕獲を大人数の銃器による団体駆除として実施。</li> </ul> <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害対策として猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器、箱わなにより駆除依頼に対応して捕獲を実施。</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防除対策として猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器、箱わなにより目撃状況などに対応して捕獲を実施している。</li> <li>・防除申請により、出没状況に対応して町民に箱わなを貸与して捕獲を実施している。</li> </ul> <p>[ユキウサギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出没情報・駆除依頼等により猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器により対応して捕獲を実施している。</li> </ul> <p>[鳥類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣駆除として、猟友会十勝清水部会の協力により銃器による捕獲を実施している。</li> </ul> <p>[全体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲及び出役に対する委託業務として、捕獲及び出動の単価は、猟友会十勝清水部会と委託契約を締結し対</li> </ul>	
--	---	--

	<p>応している。</p> <p>〈新得町〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会に依頼し銃器による駆除(ヒグマ、エゾシカ、キツネ、鳥類)</li> <li>・箱わな設置による捕獲(ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類)</li> <li>・ドリームヒルトムラウシの囲いわなによるエゾシカ捕獲</li> </ul>	
<p>防護柵等の設置に関する取組</p>	<p>〈芽室町〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広畜産大学との共同研究により、設置場所を検討し、平成27年度に防護柵400メートル設置(平成28年台風で流失)</li> <li>・鳥獣被害防止柵設置助成金を交付。助成率2/3以内(2回目以降1/3以内)</li> </ul> <p>〈清水町〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度から町1/4及びJA1/4の補助により、各農地への電気柵設置に単独の補助金を交付している。</li> </ul> <p>〈新得町〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電牧等の有害鳥獣防除柵等設置補助を実施。農家負担1/2</li> <li>・シカ進入防止柵の設置</li> </ul> <p>H23～25 177.9km</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵を利用した被害防止の拡充</li> <li>・防護ネット等、新たな防護手法の検討。</li> <li>・電気柵事故防止のための安全管理</li> </ul>

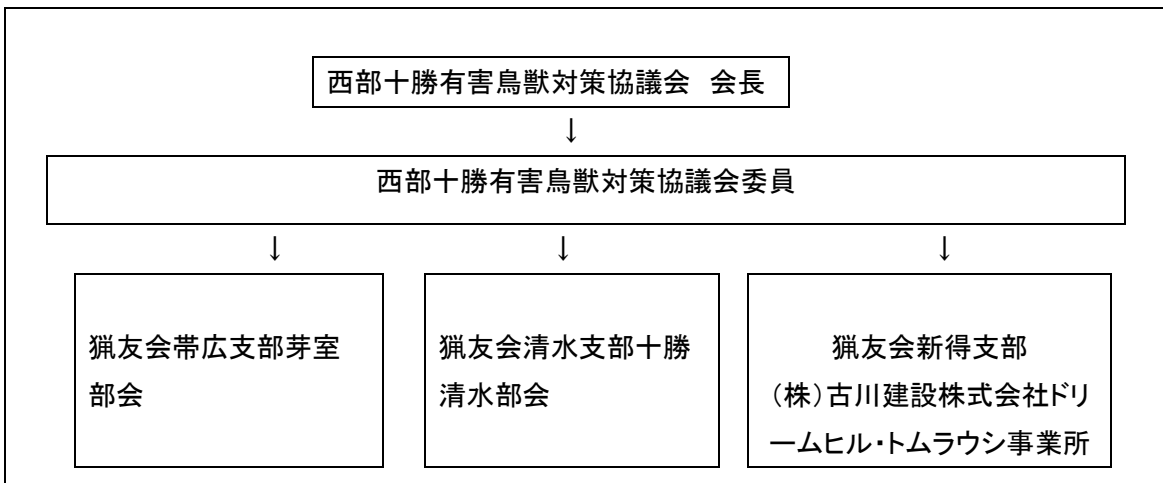
(5) 今後の取組方針

- ・芽室町、清水町、新得町の西部十勝広域における有害鳥獣駆除の協力体制の確立
- ・ハンターの高齢化対策
- ・農業者への自己防衛支援の実施
- ・ヒグマ  
箱わなの設置等による的確な捕獲を実施
- ・エゾシカ  
猟友会による銃器による捕獲とくりわな等による捕獲を実施し、捕獲頭数の増加に努める。  
一斉捕獲の実施
- ・キツネ  
銃器及び箱わなによる捕獲を実施し、捕獲頭数の増加に努める
- ・鳥類(カラス、ドバト等)  
銃器及び箱わなによる捕獲を実施し、捕獲頭数の増加に努める
- ・アライグマ  
箱わなによる捕獲を実施し、捕獲頭数の増加に努める。
- ・ユキウサギ  
銃器による捕獲を実施し、捕獲頭数の増加に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各関係機関と協力し、西部十勝有害鳥獣対策協議会を設立。  
各町の猟友会等と協力し、有害鳥獣の駆除を実施し、定期的に対応を協議。  
ハンターの高齢化対策として、ハンター育成の支援を実施。



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ヒグマ	箱わなの設置
	〃	注意喚起看板の設置
	エゾシカ	電気柵の設置
	〃	くくりわな、囲いわなによる捕獲
	キツネ・アライグマ	箱わなの増設
	鳥類	銃器及びわなによる捕獲
	有害鳥獣全般	狩猟免許講習会の参加費助成・PR推進 広報誌等による被害防止等に関する情報提供
平成32年度	ヒグマ	箱わなの設置
	〃	注意喚起看板の設置
	エゾシカ	電気柵の設置
	〃	くくりわな、囲いわなによる捕獲
	キツネ・アライグマ	箱わなの増設
	鳥類	銃器及びわなによる捕獲
	有害鳥獣全般	狩猟免許講習会の参加費助成・PR推進 広報誌等による被害防止等に関する情報提供
平成33年度	ヒグマ	箱わなの設置
	〃	注意喚起看板の設置
	エゾシカ	電気柵の設置
	〃	くくりわな、囲いわなによる捕獲
	キツネ・アライグマ	箱わなの増設
	鳥類	銃器及びわなによる捕獲
	有害鳥獣全般	狩猟免許講習会の参加費助成・PR推進 広報誌等による被害防止等に関する情報提供

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没及び被害状況により、箱わなの設置などで出没個体数に応じた捕獲を実施する。</li> </ul> <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の捕獲実績から、銃器による駆除数及びわなによる捕獲増を目標とする。</li> <li>・ 冬期間など一斉駆除捕獲を実施し大量捕獲を行う。</li> </ul>



[キツネ、鳥類、アライグマ、ユキウサギ]

- ・被害が増加しないよう、前年実績並の捕獲目標を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	31年度	32年度	33年度
ヒグマ	33	33	33
エゾシカ	1, 170	1, 170	1, 170
キツネ	490	490	490
鳥類	3, 390	3, 390	3, 390
アライグマ	325	325	325
ユキウサギ	出没個体数に応じた捕獲		

#### 捕獲等の取組内容

目撃報告、通報を受けた際に箱わな等の設置や猟銃による捕獲を行う。  
また、必要に応じて、一斉駆除捕獲を実施。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
芽室町	エゾシカ

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芽室町</li> <li>電気柵(12, 000m)</li> <li>・清水町、新得町</li> <li>[町・JAによる単独事業]</li> <li>電気柵</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芽室町</li> <li>電気柵(12, 000m)</li> <li>・清水町、新得町</li> <li>[町・JAによる単独事業]</li> <li>電気柵</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芽室町</li> <li>電気柵(12, 000m)</li> <li>・清水町、新得町</li> <li>[町・JAによる単独事業]</li> <li>電気柵</li> </ul>

(2)その他被害防止に関する取組

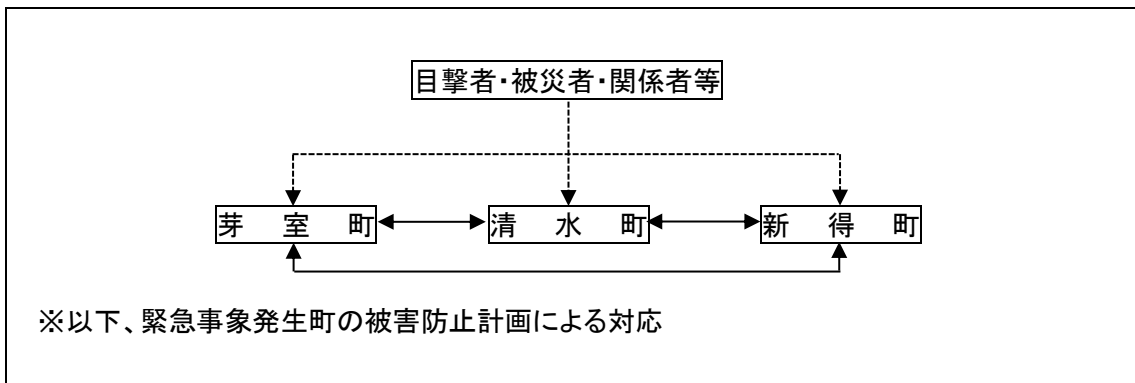
年度	対象鳥獣	取組内容
31年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	ヒグマ:電気柵による防除、林縁部の下草刈、農畜産物残滓や生ゴミなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底。 ・ヒグマ出没時の注意喚起及び緊急パトロールの実施。 ・出没、被害状況に応じ箱わな等を設置及び増設する。 ・被害報告をもとに箱わなを設置。 ・わな免許・銃所持の取得増加に努める。
32年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	ヒグマ:電気柵による防除、林縁部の下草刈、農畜産物残滓や生ゴミなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底。 ・ヒグマ出没時の注意喚起及び緊急パトロールの実施。 ・出没、被害状況に応じ箱わな等を設置及び増設する。 ・被害報告をもとに箱わなを設置。 ・わな免許・銃所持の取得増加に努める。
33年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	ヒグマ:電気柵による防除、林縁部の下草刈、農畜産物残滓や生ゴミなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底。 ・ヒグマ出没時の注意喚起及び緊急パトロールの実施。 ・出没、被害状況に応じ箱わな等を設置及び増設する。 ・被害報告をもとに箱わなを設置。 ・わな免許・銃所持の取得増加に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
芽室町 清水町 新得町	構成町への情報提供 ※基本的に被害発生構成町の被害防止計画により対応する

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した固体及び残さは、関係法令を遵守し、焼却等により適切に処理する。  
ヒグマ、アライグマなどについては、大学など学術研究機関から使用要請があった場合、個体の提供等を検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカに関しては、食肉等に有効活用を図るため、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉としての安全性を確保するとともに、より安心な付加価値の高い食肉としての流通を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		西部十勝有害鳥獣対策協議会
関係機関の名称		役割
芽室町		本会への協力 有害鳥獣駆除 被害状況調査及び把握、関係情報収集
芽室町農業協同組合		被害状況調査及び把握、関係情報提供
清水町		本会への協力 有害鳥獣駆除 被害状況調査及び把握、関係情報収集
十勝清水町農業協同組合		本会への協力 被害状況調査及び把握、関係情報提供
新得町		本会への協力 有害鳥獣駆除 事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。

新得町農業協同組合	被害状況調査及び把握、関係情報提供
北海道猟友会帯広支部芽室部会	有害鳥獣の出没確認、捕獲等 有害鳥獣の被害対策指導、助言
北海道猟友会新得支部	有害鳥獣の出没確認、捕獲等 有害鳥獣の被害対策指導、助言
北海道猟友会清水支部十勝清水部会	有害鳥獣の出没確認、捕獲等 有害鳥獣の被害対策指導、助言
十勝農業改良普及センター	本会への協力。技術指導等
(株) 上田精肉店	有害鳥獣捕獲個体の有効活用
(株) 古川建設株式会社ドリームヒル・トムラウシ事業所	有害鳥獣の出没確認、捕獲等 有害鳥獣捕獲個体の有効活用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可
十勝総合振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業に関すること
十勝総合振興局林務課	有害鳥獣による被害の軽減に向けた情報提供、助言等
北海道立総合研究機構	捕獲カラス及びアライグマの検体調査によるサルモネラ菌等疾病予防対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度設置。パトロール等による被害予防対策の実施及び一斉駆除による個体数の減少を図る。

※芽室町 平成23年9月1日設立（隊員7名（H30年度末時点）、うち町職員7名）

※清水町 平成23年7月1日設立（隊員5名（H30年度末時点）、うち町職員5名）

※新得町 平成24年1月1日設立（隊員29名（H30年度末時点）、うち町職員5名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

芽室町、清水町、新得町との連携、協力により、効果的な被害防止対策の推進を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材（箱わな）の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。